

「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令案（仮称）」に対する意見募集の結果について

令和4年3月31日（木）
環境省地球環境局地球温暖化対策課

「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令案（仮称）」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

1. 概要

- （1）意見募集期間：
令和3年12月28日（木）～令和4年1月28日（金）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- （3）意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の結果

- （1）意見件数：40件
- （2）お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方：
別紙のとおり

お寄せ頂いた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

※意見の概要に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

番号	意見の概要	意見への回答
1	<p>(ワンストップ特例について)</p> <p>・ワンストップ化の特例について、自治体にどのように協力を求めるのか。市町村の事務負担を増やす仕組みであり、それに見合った国の支援が不可欠。特例は国が一方的に決めた案であり、自治体への丸投げは許されない。</p> <p>・ワンストップサービスは市町村が行うこととなっているが、制度のスタートの段階ではこれまでに経験のない業務であることから大きな負担になることが想定される。このため、特に時間を要する手続きである自然公園法、温泉法、森林法、農地法等について国の支援、協力をお願いするとともに、認定された地域脱炭素化促進事業計画については確実にワンストップ化できるよう制度設計をお願いしたい。またワンストップサービスの具体的内容も周知、公開頂きたい。</p> <p>・地域脱炭素化促進事業計画における温泉法、森林法等の手続きについては、当該地の市町村が許認可等の書類を事業者から受け、各許可権者</p>	<p>・地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)において、ワンストップ化の特例についての解説等をお示していくとともに、制度の運用に当たっては、地方公共団体が活用できる支援事業の実施や情報ツールの提供等を行うほか、地方環境事務所による支援も行ってまいります。</p> <p>・地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)において、事業認定の事前手続における協議会の構成員の例として許認可権者(ただし、オブザーバー等の立場から情報共有を行うといった役割にとどめておくことが必要)をあげており、事業検討の早期の段階から、関係者における許認可制度に対する理解増進を図ることも考えられる旨、記載していきます。また、市町村に対しては地方環境事務所による支援を行っていくとともに、具体的なワンストップ化の事例等の公開についても今後検討してまいります。</p> <p>・許認可権者との協議の在り方を含む認定実務の手法等については、頂いた御意見を参考としながら、今後具体的な運用</p>

	<p>に転送することになっている。促進区域ではあっても、特に安全、安心に関する内容については施設ごとに各許可権者と様々な調整が生じることが予想される。事業者が市町村に提出する関係書類、図面の記載があるが、市町村と各法令許可権者との手続きについて、手法を明示していただきたい。</p>	<p>方法等についての解説等の作成を視野に入れ、検討してまいります。</p>
<p>2</p>	<p>(認定手続きについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進事業計画において、地域脱炭素化施設の整備や整備と一体的に行う取組が、温泉法第3条第1項等の「ワンストップ化」対象許可等に該当する場合、市町村が窓口となり、国・県といった許可等権者に同意を求め協議を行うこととなる。促進区域以外で行う温泉法等の許可等の手続については、事業者自らが申請等を行う一方で、地域脱炭素化促進事業計画に位置付けられた事業は市町村に積極的に関与させる仕組みとしているのは、その事業がもたら事業者のためでなく、市町村(地域)に裨益する公益性の高い性格であるため、こうした制度設計となっているという理解でよいか。 ・申請書に最近2期間の事業報告書等を添付することとされているが、事業者は設立から2年以上経過した事業者でなければ申請できないと解してよいか。 ・円滑な事業実施には、周辺住民との合意形成が必要であることから、認定の申請書には周辺住民との合意形成に行った事項と行う事項を添付させること。 ・添付資料が法のどの項に該当するのかを記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進事業制度は、地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を含む「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を市町村が定め、これに適合する事業を認定する仕組みであり、地域に裨益する公益性を持つ事業を促進する制度となっています。 ・頂いた御意見を参考としながら、今後具体的な運用方法等についての解説等の作成を視野に入れ、検討してまいります。 ・地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業認定申請の前に、協議会が設立されている場合は協議会に事業計画を協議しなければならないこととされています。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令」では、添付資料の根

	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT 法では、柵塀の構造基準や設置除外の例外規定が明確でなく、各地方公共団体は指導に苦慮している。同様の建付けとなっているが、発電事業の安全、安心に関わる内容であるので、本省令若しくは関係法令において、第三者の安全、安心、又発電事業自体の安定的な運営を確保するためにも統一した明確な基準を示していただきたい。 ・促進事業計画の申請時に「接続の同意を証する書類」が無い場合、「系統への接続申込書」の提出を求め、認定が下りるまでに「接続の同意を証する書類」が提出できれば良いといった運用ルールにして頂きたい。 	<p>拠法令、条項について記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柵・塀の設置に関する基準の在り方・運用等に関しては、必要に応じて FIT 法の運用状況も参酌しながら、引き続き検討させていただきます。 ・系統接続に関する書類の扱いに関しては、必要に応じて FIT 法の運用状況も参酌しながら、柔軟な制度運用とすることを念頭に置いて、引き続き検討させていただきます。
3	<p>(計画の修正について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法の規模要件に該当する事業が、認定を受けた場合、認定後に方法書縦覧等の手続きが行われるものと推定されるが、環境影響調査を踏まえて、計画の修正を行うことができるのは事業者のみであって、認定した市町村は計画の認定についてやり直すことはできないと解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律では、地域脱炭素化促進事業の認定後において、市町村長が事業者に対し、事業の実施状況について報告を求めることができることとされています(同法第 22 条の 14)。加えて、市町村は、事業者に対し、事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとされています(同法第 22 条の 13)。 <p>これらの仕組みを活用することにより、市町村として、認定後の事業の実施状況を把握できるとともに、環境影響調査を踏まえた計画の変更が必要であると認めるときは、市町村から事業者に対して、地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を申請(同法第 22 条の 3)するよう指導・助言することができます。</p>

4	<p>(認定取消しについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定の取消しが行われる等悪質な施設に対し、罰則として、設備の撤去及び現況回復を命令することはもとより、即座に発電(売電)を停止させる等省令などで明記すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令」において、地域脱炭素化促進事業の認定の基準として、廃棄その他の認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であることを定めています。
5	<p>(施設の撤去、廃棄について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の使用期間、撤去、原状回復に関する事項として、計画通り実施するための費用積立計画また、その資金管理を行う機関の明示。事業者が破産等により施設を管理できなくなっても、代わりに施設を管理する体制が必要。国が、自動車リサイクル法のような仕組みを構築すること。 ・事業計画の認定基準について、施設等の廃棄、廃止等の計画が適切であることの判断基準を省令もしくは他資料に明示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令」において、地域脱炭素化促進事業の認定の基準として、廃棄その他の認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であることを定めています。 ・頂いた御意見を参考としながら、今後具体的な運用方法等についての解説等の作成を視野に入れ、検討してまいります。
6	<p>(メガソーラーについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会とりまとめ資料に産廃処分場跡地にメガソーラーを設置する例が載っているが、原則的に産廃処分場や残土処分場、採石場跡地は緑化還元すべきものである。しかしメガソーラーという用途が出現したために、この義務を放棄してメガソーラー設置を申請し、自治体もこれを拒みにくいという厄介な例が続出している。明確に以下のことを法令に位置付けてほしい。1 現況山林地は対象外とすべきこと2 現況処分地等でも処分地設置前の現 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を含む地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める際に、地方公共団体実行計画協議会が設置されている場合は当該協議会での協議を経て、促進区域や地域の環境保全の取組等について合意形成が図られることとなります。また、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)において、市町村が促

	<p>況が山林であれば山林に復帰すべきこと3 自然公園、自然環境保全地域以外の山林も対象外にすべきこと</p>	<p>進区域を設定する際、市町村が考慮すべき事項として森林についても整理して示していきます。</p>
<p>7</p>	<p>(バイオマスについて)</p> <p>・省令案では、地域脱炭素化促進施設として太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスなどによる発電設備や熱供給設備を列記している。これらのほとんどは地域に賦存する資源を活用するものだが、バイオマスに関しては多少の留保が必要かと思う。未利用間伐材を活用する場合などは地域の資源活用と言えるが、海外からのPKSやパーム油の輸入の場合にはそうではないし、少なくとも多くの方がイメージする「地域脱炭素」とは異なると思う。この部分の書きぶりは、そうした観点から見直した方が良い。</p>	<p>・バイオマスについて、燃料の持続可能性の確保が重要であり、また、地域脱炭素化促進事業の趣旨に照らせば、地域の資源を活用する事業を促進することが望ましいと考えられます。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)の3-7「事業における地域の環境の保全のための取組」において、参考となるガイドラインとして「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン(令和3年7月環境省)」を示していきます。</p>
<p>8</p>	<p>(地熱発電について)</p> <p>・地熱発電は、長いリードタイムを必要とし、他の電源と異なる事業特性を有しているため、「促進区域設定」と「地域脱炭素促進事業計画認定」のプロセスについて、他の電源とは異なる考え方の制度設計をお願いしたい。</p> <p>・地熱発電事業は、長いリードタイムを必要とし、既存情報のみでは地熱発電事業のための資源量の情報が不足しているため、「地域脱炭素促進事業計画認定」は地熱資源量の調査段階を対象とした要件に見直していただきたい。</p> <p>・「促進」を目的とした促進区域の指定が、結果的に「阻害」する大きな要因にならないよう、地熱については促進区域設定と事業計画認定のプロセスについて、風力、太陽光とは全く別の考え方・制度設計をお願いしたい。(例えば、地熱の調査段階では要件を大幅に簡略化し、申請可能にするなど)</p>	<p>・地熱開発については、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)において、促進区域等の設定の際に資源調査結果を踏まえて検討する必要があること、施設整備のみならず掘削調査も地域脱炭素化促進事業としての認定申請対象となり、掘削調査の結果を踏まえて施設の規模等を決定し、改めて認定申請することなどを記載していきます。</p> <p>・地熱発電事業の特性に鑑みた制度運用実務の在り方について、頂いた御意見を参考としながら、今後具体的な運用方法等についての解説等の作成を視野に入れ、検討してまいります。</p>

・(2) 地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請 について、地熱発電の場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請を地熱調査開始時に行う場合、地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造、地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所有権等が認められる書類、点検及び保守に係る体制その他の地域脱炭素化促進事業の実施体制、当該接続について電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の提示は、諸調査を経てプロジェクトの位置、資源量などが明らかになった後(調査開始から約10年程度後)となり、これらの書類を申請時に提示することは実質的に不可能である。(2)記載の書類・図面の提出が難しい電源種については、明確に除外項目を記載するか、別途マニュアル、手引きで取り扱いを詳述する旨を本省令に明記すべきである。

・(2) 地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請 の後半部分について、温泉法、森林法、自然公園法等に関する許認可申請は、調査の初期段階から段階的に行うものであり、資源調査の開始時点でこれらの書類を「事業計画認定申請」の書面・図書等として提出することは実質的に不可能であるため、地熱発電のような申請時の提出が難しいと判断される電源種については、(2)の後半部分で求める「許可等」に添付する書類・図面から除外すべきである。

・(3) 地域脱炭素化促進事業計画の記載事項について、(2) 地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請の箇所と同様、地熱の資源量調査段階では「地域脱炭素化促進事業計画」に記載事項として、温泉法施行規則(1,2)、森林法施行令(4)、自然公園法施行規則(8)など、申請時には記載することが困難な事項については除外すべきである。

・(4) 地域脱炭素化促進事業計画の認定基準について、地熱開発では地

	<p>下資源の調査段階では電気事業者の同意や土地の所有権確保などが困難な場合がある。地熱事業の調査段階の事業計画については、発電所建設と異なる認定基準を考慮して欲しい。</p>	
<p>9</p>	<p>(ヒートポンプについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常温の「大気中の熱」を再エネとして扱う事は論理的に誤りである。一般的なヒートポンプエアコン等を再エネに含めることを避けるために、「大気中の熱」を削除するか、「大気の熱(常温を除く)」等と修正すべき。 ・温対計画・エネ基では「大気熱・空気熱」は再エネの対象ではない。「再生可能エネルギー熱供給設備」で利用可能な再エネは「太陽熱、温泉熱、地中熱、下水熱、河川熱、海洋熱、雪氷熱、バイオマス熱」のみでよいか。 ・2に記載の再生可能エネルギー熱とは、「太陽熱、温泉熱、地中熱、下水熱、河川熱、海洋熱、雪氷熱、バイオマス熱」であり、他は含まれないとの理解で良いか。 ・「大気中の熱」とされるエアコンやエコキュートなどヒートポンプは、動力は主に電気であり、二次的に大気の熱を汲み上げるが、再生可能エネルギーとは言えないため、削除すること ・大気中の熱を再生可能エネルギーとして定義すると、エアコンやエコキュートを設置するだけで再エネを設置したことになる。そうすると太陽光など本来進めるべき再エネの阻害になる。大気中の熱は定義から削除すべき。 ・再生可能エネルギー熱供給設備の定義において、「大気中の熱」を含め再生可能エネルギー源が幅広く定められたことは、地域におけるカーボンニュートラル実現において非常に重要なことである。 <p>今後、地域脱炭素化促進事業における具体的な取組みとして、大気中の熱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進施設となり得る再生可能エネルギー熱供給施設としては地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱を用いるものを想定しています。地域脱炭素化促進事業計画の申請様式等を定める、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令」の別記様式においても、再生可能エネルギー熱供給施設にて用いるものについて、「地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱」のいずれかを明記するよう求めています。

	<p>(=ヒートポンプ技術)等、様々な再生可能エネルギー源の利用拡大がなされることが望ましいと考える。</p>	
<p>10</p>	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策、脱炭素化として法令化された内容の状況確認を行う為、法案の適正化を図る事も含め検討期間を設けて頂く事は可能か。 例) 案件番号:195210065 の素案を 2030 年迄の期間においては 1 年毎に当初見込みとの状況の把握に努める。等 法案化された法案を国際的な公約期間の 2030 年迄の期間においては関係者で最低 1 年に一度は制度化された内容の状況確認を行い、場合によっては再度吟味する等。 ・今回の議論を進めてきた「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会とりまとめ」を見ても、国が自治体に対して情報提供・協力することについては、いろいろと触れているが、それと共に大切なのは、再エネ事業者や一般人に対する情報提供だと思う。「どの地域はどのようなポジティブゾーニングをしているか」もしくは「どのような規制条例を制定しているか」などの情報を分かりやすく網羅的にHPなどで示すことだと思う。〇〇県や〇〇市がどのようなルールを持っているかを、国が分かりやすく網羅的に示してくれるだけでも再エネ普及の観点からは十分に意味があることだと思う。 ・地球温暖化対策自体が、誤った認識(温暖化の主因は二酸化炭素)に基づいているので、それを元にした各種施策には反対。本案件では、この施設設置にあたって、現状の自然を破壊しないことを必須の認定要素にしないのは問題である。必須要素とすべき。 ・脱炭素の名の下に、大規模な森林伐採などの自然破壊が行われては、地 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)附則第 4 条において、「政府は、令和七年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」と定められています。 ・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 ・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 ・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

球温暖化対策としては本末転倒になる。環境貢献や SDGs を掲げながら、実は金儲けばかりを考えているような事業者が数多くいることを念頭において対策を考えるべき。自然破壊を伴わずに、再生可能エネルギーを推進する方法はある。自然を守りながら脱炭素を目指すよう、強く願います。

・現在、事務事業編に自治体自身が使う電力の再エネ比率の定めがない中で、区域の再エネの導入目標を立てるとするのは順序が逆だと思う。区域施策編に再エネ導入比率を盛り込むこと自体は良いが、それならば地方公共団体の事務事業に関しても(つまり地方公共団体の実行計画にも)何らかの再エネ導入目標を記していくべきだと考える。政府実行計画でも2030年には各府省庁の調達電力の60%以上を再エネにすると定めたので、地方公共団体もそれに準ずるようということは何らかの形で明示的に示すべき。

・昨年7月の熱海市での土石流を受けて小泉進次郎環境大臣(当時)が、再エネのポジティブゾーニングだけでなくネガティブゾーニングも検討する旨を記者会見で述べた。その後、どのように検討され、どのような方向性になったのかが分からないので環境省として、どこかで発表されることを希望する。

・地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル(事務事業編)の令和4年3月改定で、「4-4. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討」に政府実行計画の再エネ電力調達の目標や、地方公共団体は政府実行計画に準じて目標設定を行っていくことが望ましいことを記載しております。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」において、促進区域の設定に関する基準として、土砂災害防止の観点からの規制区域について市町村に検討を求めること等を定めています。